

# 障害者への「欠格条項」含む法令の急増に市民団体が警鐘 「見直し法」実施などを提言

身体や精神に障害のある人が資格や免許を取得したり、公職に就く機会などに、政府が法律で制限を加える「欠格条項」を含む法令が近年増えている。

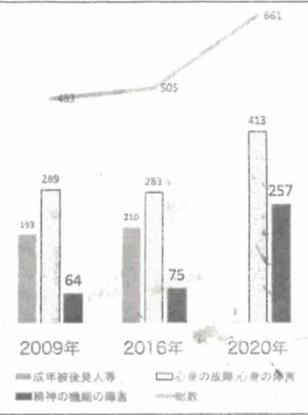
12月4日昼、市民団体「障害者欠格条項をなくす会」(共同代表は福島智・大熊由紀子の両氏)が「障害者にかかる欠格条項の急増を受けた要請アピール」の記者会見を東京都千代田区の厚生労働省会見室で(別途夕刻にオンライン会見も)行なった。

同会の調査によれば障害者に関する欠格条項がある法令は2009年に483本、16年には505本だったが、20年3月時点では611本まで急増した。

01年まであった「目が見えない

者には免許を与えない」のような

門前払いの欠格条項は同年の法改



欠格条項を含む法令数の増加を表すグラフ。(提供／障害者欠格条項をなくす会)

わる欠格条項がある法令は2009年に483本、16年には505本だったが、20年3月時点では611本まで急増した。

だがやはり同時に新たに「心身の故障」という欠格条項が設けられた。

「心身の故障」とは文字通り心身に「故障」つまり何らかの障害があれば制限を受けるといふものだ。古くから欠格条項に使われてきたが、01年以降の法令では用いられていかなかった。しかし昨年6月以降は社会福祉士及び介護福祉士法、特定非営利活動促進法、成年後見制度利用者に対する絶

正で一括削除され、現在は障害のある人も多様な資格を取つて働くようになった。

だが同年の欠格条項見直しの際に、「心身の障害」(視覚の機能の障害など、各政省令で規定)により「業務を適正に行うことができない者」とみなした人には「免許を与えないことがある」という条項が導入されている。

19年6月には成年後見制度適正化法の成立に伴い公務員法など187本の法令見直しが行なわれ、精神・知的障害などにより成年後見人制度を利用する人への欠格条項も削除された。

だがやはり同時に新たに「心身の故障」という欠格条項が設けられた。

以上の政省令が「心身の故障」とは「精神の機能の障害」だと規定した。この結果、16年の同会調査で75本だった「精神の機能の障害」欠格条項が、20年には257本に激増した。

19年の法改正で生じた問題点

「心身の故障」という条項は19年に成年後見制度に関する欠格条項が削除された際、入れ替わるように導入されました。精神障害や知的障害のある人を欠格条項の対象にどうしても入れておこうといふ力が働いたのではないか(同会の白井久実子さん)

自身も聴覚障害を持つ白井さんは「医者になりたいが、法律のためにになれないのですか?」という、耳が聞こえない高校生からの手紙がきつかけでこの問題に取り組んだ。

以上の政省令が「心身の故障」とは「精神の機能の障害」だと規定した。この結果、16年の同会調査で75本だった「精神の機能の障害」欠格条項が、20年には257本に激増した。

「障害のある人は何かをしたいと思つても周囲から否定されることが多く、将来を制限されがち。法律の障壁に希望を阻まれることが多い社会にしたい」(白井さん)  
要請アピールは100を超える団体・個人の賛同で確定し内閣総理大臣、各政党、国会議員などに提出された。同会では今後も①法令の新設や改定時に欠格条項を増大させない②01年欠格条項一括見直し法の附則に明記された法施行後の見直しに着手する③代理後見から支援つき自己決定への転換に着手する、の要請3項目を掲げ、障害者権利条約の履行を国に促していく予定だ。

岩崎真美子・ライター

2020.12.14



記者会見する臼井事務局長（中央）

## 欠格条項なくす会 菅首相に申し入れ

障害者欠格条項をなくす会（共同代表＝福島智・東京大教授、大熊由紀子・元朝日新聞論説委員）は1日、身体や精神に障害がある人を資格取得などから排除する「欠格条項」を増やさないよう菅義偉首相に申し入れた。

同会によると、今年3月時点では欠格条項のある法令は661本。2016年の調査時は505本だったが、こ

の4日で厚生労働省内で記者会見した同会事務局長の臼井久実子さんは、「欠格条項が法令にあると、新しい法律を作る際もそれにならってしまう。障害者の人生の幅をせばめないでほしい」と訴えた。

同会によると、今年3月時点では欠格条項のある法令は661本。2016年の調査時は505本だった。この4年で急増した。その原因是、19年6月に成立した「成年被後見令」にあると、新規の関係法律の整備による措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」にあたるとしている。

同法は成年被後見人などを一律に排除するため、どの程度の障害だと排除されるかは不明。同会は、「欠格条項を理由に不利益な扱いをされた例があれば、その情報を寄せてほしい」としている。（福田敏克）

4日で厚生労働省内で記者会見した同会事務局長の臼井久実子さんは、「欠格条項が法

令にあると、新規の関係法律の整備による措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」にあたるとしている。

同法は成年被後見人などを一律に排除するため、どの程度の障害だと排除されるかは不明。同会は、「欠格条項を理由に不利益な扱いをされた例があれば、その情報を寄せてほしい」としている。（福田敏克）